

吹田市随意契約ガイドライン

令和2年（2020年）11月

総務部契約検査室

目 次

項 目	ページ
1 趣旨	1
2 対象	1
3 随意契約予定価格について	1
4 見積書の徴取について	3
5 令第167条の2第1項各号の解釈・運用について	
第1号	4
第2号	5
第3号	9
第4号	9
第5号	10
第6号	11
第7号	13
第8号	13
第9号	14
6 随意契約における積算の妥当性等の検討について	14
7 契約の相手方の制限について	14
8 市内事業者の優先について	15
9 随意契約理由の公表について	15
10 随意契約の確認体制等について	16
11 その他	17
随意契約の手続きフロー図	19
随意契約確認表	20
参考資料	
1. 地方自治法(抜粋)	21
2. 地方自治法施行令(抜粋)	22
3. その他公共団体等の例	23
4. 吹田市財務規則(抜粋)	24
5. 吹田市特定随意契約の公表手続に関する要領	26
6. 吹田市事務処理規程(抜粋)	27
7. 吹田市各部事業者選定審査会設置要領(抜粋)	30

(令：地方自治法施行令)

1 趣旨

地方公共団体における契約方式については、競争入札が原則であるが、随意契約を例外的に選択する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）並びに吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号。以下「財務規則」という。）に基づき、契約事務の公平性及び透明性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を説明できるものでなければならない。

そこで、本市における随意契約を法令等遵守のもとに公正かつ統一的に行い、各所管における契約事務の適正化に資するために本ガイドラインを定める。

なお、本ガイドラインは、令第167条の2第1項の対象となる可能性のある主な工事等を例示したものであり、随意契約を適用できる工事等がこのガイドラインに示されたものに限定されるものではなく、このガイドラインに例があっても競争入札を妨げるものではないことに注意すること。

2 対象

このガイドラインの対象は、次に掲げる契約とする。

- (1) 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）
- (2) 物品・委託役務関係業務（物品の購入契約、車両等の修理契約、委託契約、請負契約（建設工事を除く。）及び賃貸借契約をいう。）
- (3) 測量・建設コンサルタント等業務（測量、地質調査、建築設計・監理、設備設計・監理、建設コンサルタント及び補償コンサルタント業務をいう。）

3 随意契約予定価格について

- (1) 財務規則第109条の2第1項に規定する随意契約予定価格については、次の方法により決定するものとする。

ア 市が設計書を作成している場合

設計金額を随意契約予定価格とする。

イ 当該業務等の予算額が確定している場合

当該業務等の予算額を基に、発注時の業務等の内容、これまでの契約実績額等についても考慮して定める。

ウ ア及びイ以外の場合（次のいずれかの方法による。）

（ア）契約予定者等からの見積書等（5万円以上で契約の相手方が特定されない場合は複数）を基に、これまでの契約実績額等についても考慮して定める。

（イ）過去の同種業務等の契約実績額等を参考にして定める。

（2）（1）の規定にかかわらず、令第167条の2第1項第8号により随意契約をする場合にあつては競争入札に付したときの入札予定価格を、同項第9号により随意契約をする場合にあつては競争入札の落札金額を随意契約予定価格とする。

（3）（1）の規定にかかわらず、競争入札により契約した前工事等（本体工事又はコンサルタント業務）に引き続き随意契約を行う後工事等（本体工事又はコンサルタント業務に関連する工事又はコンサルタント業務）の随意契約予定価格については、別に定めるものとする。

（4）契約締結伺いを作成する者は、契約締結伺いに随意契約予定価格（案）を記載するものとする。ただし、物品購入契約伺いにより物品の購入等を行う場合は、物品購入契約依頼書の予定額を随意契約予定価格（案）とする。

（5）契約担当者（契約締結の決裁権者）は、随意契約予定価格を決定した上で、契約締結の決裁をするものとする。

（6）（4）及び（5）の規定にかかわらず、契約担当者が契約締結伺いの発議の前に随意契約予定価格を決定する必要があると認めるときは、契約担当者は、随意契約予定価格（案）が記載された執行伺いを決裁することにより、又は随意契約予定価格を記載した書面（予定価格調書）を作成し押印することにより随意契約予定価格を決定するものとする。この場合において、契約締結伺いを作成する者は、契約締結伺いに随意契約予定価格を記載し、又は予定価格調書を添付するものとし、契約担当者は、随意契約予定価格の範囲内であることを確認した上で、契約締結の決裁をするものとする。

（7）令第167条の2第1項第1号に該当するかどうか等の確認については、

見積書の徴取のほかFAX、電子メールによる見積り又はカタログ等により確認することができるものとする。

4 見積書の徴取について

財務規則第109条において「契約担当者は、施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでそれらの者から見積書を徴しなければならない。」と規定されているが、この場合において、随意契約予定価格により下表に掲げる基準で取り扱うものとする。

随意契約予定価格	見積徴取者数
5万円未満	1者以上
5万円以上	2者～5者 ^{注)}

注) 6者以上から徴取することを妨げるものではない。

なお、随意契約予定価格が5万円以上であっても契約の相手が特定される場合は、令第167条の2第1項第1号～第9号のうち該当する号とその理由について執行起案に明記すること。

また、災害時等の緊急の事情により見積書を徴取する時間的余裕がなく、直ちに発注しなければ著しい危険が生じかねない場合、又は施設の管理上著しい支障が見込まれる場合に限り、工事等の着手後に徴取することができるものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、見積書の徴取を省略することができるものとする。

- (1) 契約の相手が特定されるときで、見積書の徴取を必要としないと認められるとき。

<例>

- ① 国又は地方公共団体と締結する契約
- ② 新聞の購読
- ③ 不動産の売買、賃借をするとき。
- ④ コインパーキングや自動販売機等による支払い
- ⑤ 単価契約しているとき。

- (2) 収入印紙、郵便切手など、法令等で価格が確定しているもの

- (3) 食糧費による支出及び報酬・賃金・旅費など支出負担行為兼命令書で支払う場合で、見積書の徴取を必要としないと認められるとき。

(4) その他見積書を徴取できない、又は必要としない特別の理由があるとき。

5 令第167条の2第1項各号の解釈・運用について

令第167条の2第1項第1号

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

令の規定を受けて、本市の財務規則では随意契約の限度額を次のとおり定めている。

吹田市財務規則

第108条の2 施行令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000円
- (2) 財産の買入れ 800,000円
- (3) 物件の借入れ 400,000円
- (4) 財産の売払い 300,000円
- (5) 物件の貸付け 300,000円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000円

注)建築物等の修繕は(1)に該当、備品等の修繕は(6)に該当する。

〔留意点〕

随意契約予定価格が財務規則第108条の2各号に定める額を超えない場合は、全て令第167条の2第1項第1号に該当することとなる。この場合において、随意契約予定価格が5万円以上のときは、2者～5者の見積書を徴取すること。ただし、第1号に該当し、随意契約予定価格が5万円以上の場合であつて、契約の相手方が特定されるときは、「令第167条の2第1項第1号により随意契約とする」旨を明記した上で、第2号～第9号のうちの該当する号とその理由についても執行起案に明記すること。

令第167条の2第1項第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」とは、次のとおりとする。

(1) 契約の相手方が特定されるとき。

【建設工事】

ア 特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事で、特定の者と契約を締結しなければ契約の目的を達する事ができないとき。

<例>

- ① 特殊工法等の新開発工法等を用いる必要がある工事
- ② 文化財その他極めて特殊な建築物等であるため、施工者が特定される補修、増築等の工事
- ③ 当該業者が唯一保有する独自技術、又は当該業者のみが有し、その他の業者では知り得ない技術（設計・製作基準や設計・製作図等）に基づかなければ、その契約内容を履行することが困難であるような設備、機械等の増設、改良等の工事
- ④ ガス事業法等の法令等の規定に基づき施工者が特定される工事

イ 施工上の経験、知識を特に必要とする場合、又は現場の状況等に精通した者に施工させる必要があるとき。

<例>

- ① 既設の設備と密接不可分な関係にあり、同一施工者以外の者に施工させた場合、既設の設備等の使用に著しい支障が生ずるおそれがある設備、機器等の増設、改修等の工事
- ② 埋蔵文化財の調査、発掘、移転等で特殊な技術、手法等を用いる必要がある工事

ウ 有利な契約の相手方を選定するために、一の価格のみではなく、複数の価格を総合的に判断するもの

<例>

複数の単価の工法を使って施工する工事を、複数の業者に同一単価で施工させる場合の単価契約

エ あらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するとき。

<例>

あらかじめ複数の工法の単価を定めた基本契約に基づき締結する個別契約

【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】

ア 法令等により契約の相手方が定められているとき。

<例>

厚生労働省からの通知に基づき母子福祉団体と締結するひとり親家庭日常生活支援業務の委託契約

イ 法律文書により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているとき。

<例>

施設設置の経緯により、施設の維持管理業務を特定の者に委託することを協定書、覚書その他の法律文書^{注)}により定めた場合において、当該協定書等で定められた相手方と締結する施設の維持管理業務の委託契約

注)「法律文書」とは、協定書、覚書その他文書の名称に関わらず、内容において法的効力を有する文書をいう。

ウ あらかじめ基本となる事項を定めた契約に基づき個別契約を締結するとき。

<例>

- ① 複数の者が、複数の機種、単価、仕様を示し、それに基づき当該複数の者と締結した基本契約の内容を踏まえ、最適な仕様及び最低の価格を提示した者を選定し締結する複写サービスの提供に係る個別契約
- ② あらかじめ品名、単価を定めた基本契約に基づき締結する薬品、コピー用紙等の購入に係る個別契約

エ 複数単価契約等により、競争入札に付することが不可能な場合

<例>

- ① 物品等において、一の価格のみでなく複数の価格を総合的に判断する単価契約
- ② 複数の単価の物品等を同一単価で複数の業者と締結する単価契約

オ 特定の者でなければ納入することができないとき。

<例>

- ① 水道の供給契約

② 製作者からしか入手できない映画フィルム・美術品・工芸品の購入契約

カ 特定の者でなければ役務を提供することができないとき。

<例>

- ① 著作権を有する者又は運用上、開発と密接な知識を有する者と締結する
情報システムの運用・保守業務の委託契約
- ② 特殊な技術又は固有の部品等を用いて設計・施工した施設・設備の保守・
点検業務の委託契約
- ③ 学識経験者などその者の知識・経験等に着目して相手方を決定する委託
契約
- ④ プロポーザル方式又はコンペ方式により技術、ノウハウ等の競争が行われ、
その結果選定した相手方と締結する契約
- ⑤ 建築物の新築工事又は増築工事に係る工事監理業務の委託契約

[留意点]

契約の履行に不可欠な権利、資格、技術、経験等を他の者が有していないことを十分に確認すること。

④については、プロポーザル方式又はコンペ方式の選定手続を実施した後の契約締結1回に限り適用するものであって、当該契約期間の終了後は改めて契約の相手方を選定すること。ただし、他の要件に該当するときは、当該相手方と随意契約をすることができる。

キ 契約の目的、内容に照らし、それに相応する資力、信用、技術、経験等を有する者と契約を締結することがその契約の性質上又は目的を達成するために妥当で、地方公共団体の利益の増進につながると判断されるとき。

<例>

生活介護施設運営業務、短期入所施設運営業務、地域包括支援センター事業、認知症初期集中支援チーム業務、認知症地域支援・ケア向上業務、包括外部監査業務

[留意点]

現に契約履行中の者に引き続き実施させる必要がある契約のうち、次のいずれかに該当するもの。

(ア) 執行機関の附属機関（市民、学識経験者等で構成され法第138条の4第3項の規定に基づき設置された機関）において契約の履行状況が適正との評価を受けたもの。評価結果は吹田市公共工事等入札・契約制

度改善検討委員会に報告するものとする。

(イ) 契約の締結にあたって、法第138条の4第1項の規定に基づく委員会又は委員から契約の履行状況等に対する意見を聴取したものであって、議会の議決を経なければならないもの。

(2) 競争が成り立たない契約をするとき。

ア 法令等により価格が統一されているとき。

<例>

- ① 額面金額で購入するはがき・切手・収入印紙の購入契約
- ② 中央用地対策連絡協議会の通知により、不動産の評価額に基づいて一律に価格が決定されるため、契約の相手方にかかわらず同一基準に基づく価格となる不動産鑑定評価業務の委託契約

イ 価格が認可制であるため、あらかじめ最低の価格が把握できるとき。

<例>

ハイヤーの借上契約

ウ 契約を確実に履行できる施設・能力を有し、かつ、当該契約を締結する意思を表示した者と締結するとき。

<例>

市民が最寄りの医療機関で健康診断を受診できるようにするため、できるだけ多くの医療機関と締結する健康診断業務の委託契約

エ 住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とする場合

<例>

地域団体やNPOなどと協定書等を締結して行う環境美化活動など

オ 国又は地方公共団体その他公共団体等(一部公益法人を含む。)と直接契約をするとき。

注)その他公共団体等については、23ページ参照のこと。

カ 契約行為を秘密にする必要があるとき。

<例>

試験問題の作成、購入、印刷

キ その他

- ① 吹田市長期継続契約に関する条例（平成24年吹田市条例第44号）の施行日（平成24年10月1日）前から履行期間中の契約、又は平成24年度当初に当該契約の予算が承認されており、かつ、平成24年10月1日以降平成25年3月31日までに締結した契約で、長期継続契約の要件（財務規則第116条の2第1項を除く。）に該当する契約については、当該契約における履行期間の初日から財務規則第116条の3各項に定める期間を限度として、年度毎に令第167条の2第1項第2号を適用のうえ随意契約を締結できるものとする。

ただし、この期間中であっても、入札、見積り合せにより新たに長期継続契約として締結することができるものとする。

注) 条文詳細については、25ページ参照のこと。

- ② 入札等の準備のために年度当初の当該入札等に必要と認められる期間について前年度の契約の相手方と契約する場合

<例>

4月1日から業務が開始される事業等で、総合評価競争入札やプロポーザル方式を実施する場合において、業務開始までに契約締結手続が完了しないおそれがある場合に、暫定的に当該契約手続に要する期間に限り、前年度の契約の相手方と前年度と同一の条件で契約を締結できるものとする。

この場合、事務の遅滞を理由として随意契約の期間を延長することは認められない。

令第167条の2第1項第3号

障害者支援施設等から物品を買い入れる契約又は役務の提供を受ける契約をするとき。

令第167条の2第1項第4号

新商品の生産や新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者から新商品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約をするとき。

注) 条文詳細については、22ページ参照のこと。

第3号により、障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約又は障害者支援施設、シルバー人材センター等から役務の提供を受ける契約をするときに単独随意契約ができる。

また、第4号により、新商品の生産や新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者から新商品として生産する物品を買い入れる契約や借り入れる契約をするとき、又は新役務の提供を受ける契約をするときに単独随意契約ができる。

なお、この場合においては、財務規則第108条の3及び吹田市特定随意契約の公表手続に関する要領（平成22年3月31日制定。以下「特定随意契約公表手続要領」という。）で規定された手続により発注の見通しなどを公表すること。

注）財務規則及び特定随意契約公表手続要領については、24ページ～27ページ参照のこと。

令第167条の2第1項第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とは、次のとおりとする。

災害その他の予見不可能な非常の事態が発生し、かつ、競争入札によると時機を失し、契約の目的を達成することができなくなるとき。

【建設工事】

<例>

- ① 堤防崩壊、道路陥没等の災害に伴う応急工事
- ② 電気、機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事
- ③ 災害の未然防止のための応急工事
- ④ 直ちに発注しなければ施設の管理上著しい支障が見込まれる場合

【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】

<例>

- ① 災害等の発生に伴う復旧や物品調達等の契約
- ② 市民の生活に重大な影響を及ぼす電気・機械設備等の故障などに伴う応急復旧の契約
- ③ 衆議院の解散による衆議院議員の選挙等、法令等の規定により業務を行う期間の起点と終点を定められるもので、準備期間が短いため緊急を要するもの

④ 直ちに発注しなければ施設の管理上著しい支障が見込まれる場合
〔留意点〕

(ア) 事務手続の遅滞などの理由はこの要件に該当しない。

(イ) 安易に緊急事由を適用することは厳にしてはならない。

令第167条の2第1項第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

「競争入札に付することが不利と認められるとき」とは、次のとおりとする。

【建設工事】

(1) 現に契約履行中の施工者に履行させた場合は、工期の短縮、経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。

<例>

- ① 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加工事
- ② 本体工事と密接に関連する付帯的な工事

(2) 前工事に引き続き施工される工事で、前工事の施工者に施工させた場合は、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できる等有利と認められるとき。

<例>

- ① 前工事と後工事とが、一体の構造物（一体の構造物として完成してはじめて機能を発揮するものに限る。）の構築等を目的とし、かつ、前工事と後工事の施工者が異なる場合は、かし担保責任の範囲が不明確となる等密接不可分な関係にあるため、一貫した施工が技術的に必要とされる当該後工事
- ② 前工事と後工事が密接な関係にあり、かつ、前工事施工した仮設備が引き続き使用される後工事（ただし、本体工事の施工に直接関連する仮設備であって、当該後工事の安全・円滑かつ適切な施工に重大な影響を及ぼすと認められるもので、工期の短縮、経費の節減が確保できるものに限る。）

(3) 他の発注者の発注に係る現に施工中の工事と交錯する箇所での工事で、当該施工中の者に施工させた場合には、工期の短縮、経費の節減に加え、工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保する上で有利と認められるとき。

<例>

- ① 鉄道工事等と立体交差する道路工事等の当該交錯箇所での工事

② 他の発注者の発注に係る工事と一部重複、錯綜する工事

- (4) 施工中の請負者自体の事情により施工できなくなったことによる残工事で早急に着手しなければ、市民生活に影響が出て、市も損害を被る可能性がある」と認められる場合

【物品・委託役務関係業務】【測量・建設コンサルタント等業務】

- (1) 機器の借入れ等に係る契約の期間満了に当たり、引き続き契約を締結しようとする場合において、既存の機器が改修を行うことなく必要な性能を保持しており、かつ、それを引き続き使用する方が新たな機器を設置するより経費面で有利であるとき。

<例>

車両や事務機器等の再リース契約

[留意点]

既存の機器を使用することが、経費面で有利であることを複数の同業他社から見積書を徴取することにより毎年度確認すること。

- (2) 既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき。

<例>

- ① 複合施設の共有部分の清掃業務の受注者と締結する本市の専有部分の清掃業務の委託契約
- ② 他の公共団体と情報システムを共同利用して行う業務委託契約
- ③ 競争入札により本市が示した仕様によって製造した物品の追加発注で、当該物品の製造の受注者と締結する契約
- ④ 当初予期し得なかった事情の変化等により必要となった追加業務

- (3) 継続的な履行が必要な契約が解除等により終了した場合において、直ちに契約を継続しなければ、市民の生活に重大な影響を及ぼす当該業務について、新たな契約事務が完了するまでの間を契約期間として締結する臨時的な契約

<例>

学校の警備業務

- (4) 現に契約履行中の事業者に引き続き実施させた場合、入札に付するよりも

経費の節減が確保できる等有利と認められるとき。

〔留意点〕

現在履行中の事業者と引き続き契約することにより、経費の節減が確保できるかどうかについて、複数の同業他社から見積書を徴取する等により確認すること。

令第167条の2第1項第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」とは、次のとおりとする。

【建設工事】

(1) 特定の施工者が、施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に所有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められるとき。

(2) 特定の施工者が開発し、又は導入した資機材、作業設備、新工法等を利用することとした場合には、競争に付した場合より著しく有利な価格で契約することができるものと認められる場合

【物品・委託役務関係業務】 【測量・建設コンサルタント等業務】

特定の者が契約の目的である物件を多量にかかえ、売り込む意欲が強い場合に、当該物件が品質、性能等、他のものと比較して問題がなく、かつ、時価を基準とした予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合より著しく有利な価格で契約できるとき。

〔留意点〕

競争入札に付した場合より著しく有利な価格であるか否かを判断する基準を一律に示すことは困難である。このため、通常はこの規定を適用することなく競争入札に付すべきである。

令第167条の2第1項第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

「競争入札に付し入札者がいないとき」とは、入札に1者も参加しない場合のことをいい、一般競争入札においては再度公告入札を原則とし、資格要件の緩和又

は設計・積算の見直しを、指名競争入札においては指名替え等を検討した上で、急迫した事態の場合に限り同号の適用を判断することになる。

一方、「再度の入札に付し落札者がいないとき」とは、1回目の入札で予定価格の制限の範囲内での入札がなく、直ちに再度の入札を行っても落札者がいない場合のことをいい、これ以上競争入札を継続しても入札が成立することが期待できないことから随意契約を可能とするものである。

この規定により随意契約を締結する場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初に競争入札に付するときに定めた予定価格等の条件を変更することができない。

令第167条の2第1項第9号
落札者が契約を締結しないとき。

「契約を締結しないとき」とは、契約の完全な成立（契約書の作成までをいう。）に必要な手続をしないことをいう。この場合は、落札決定後であり、落札者と合意された価格があるため、落札金額の範囲内で随意契約を行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、当初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

【共通】

- (1) 競争入札において落札したにもかかわらず、当該落札者が契約の締結に応じない場合
- (2) 競争入札において落札したにもかかわらず、落札決定後に指名停止措置となる等、落札者の責めにより契約締結できない状態に陥った場合

6 随意契約における積算の妥当性等の検討について

随意契約においては、値引き交渉は行われるものの、競争入札のような価格の競争性が働かないため、積算の妥当性・合理性や取引の実例価格を考慮するなど価格の適正性について十分に検討すること。

7 契約の相手方の制限について

- (1) 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止措置を受けている者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事その他の工事等を発注する場合で特にやむを得ない事由があるときは、指名事業者審査会の議を経て随意契約の相手方とすることができる。

(2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要領別表に掲げる措置要件に該当する者を随意契約の相手方としてはならない。

8 市内事業者の優先について

随意契約においても、できる限り市内事業者への優先発注に努めること。

9 随意契約理由の公表について

随意契約の締結に関し、契約手続における透明性を確保し、市民に対する説明責任を明確にするため、次の各号に掲げる内容により公表するものとする。

(1) 公表の対象

ア 令第167条の2第1項第2号、第6号～第9号に該当する契約のうち、随意契約予定価格が250万円以上で2者以上から見積書を徴取しないこととしたもの

イ 令第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関する契約のうち、随意契約予定価格が以下の金額を超えるもの

(ア) 製造の請負 130万円

(イ) 財産の買入れ 80万円

(ウ) 役務の提供 50万円

ウ 令第167条の2第1項第5号に該当する契約のうち、随意契約予定価格が財務規則第108条の2各号に定める額（4ページ参照）を超えるもの

上記イの第3号及び第4号に該当する契約については、財務規則第108条の3及び特定随意契約公表手続要領の規定に基づき、発注見通し、契約前及び契約後の公表を行うこと。（契約後の公表のうちホームページでの公表については、(2)及び(4)の規定を準用して行うこと。）

【単価契約の場合】

単価契約において、随意契約予定価格を単価について定めた場合は、当該単価に予定数量を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額について、上記ア～ウの規定を適用すること。

当初の契約締結時点で公表を行った単価契約については、当該単価契約に基づく個別契約（個別の発注分）は公表の対象としない。

(2) 契約締結後における公表項目

- ア 契約担当室課名
- イ 契約名称
- ウ 契約内容
- エ 契約締結日及び契約期間
- オ 契約の相手方
- カ 契約金額
- キ 随意契約とした具体的な理由

(3) 公表の方法

随意契約の契約概要の公表については、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及びホームページにおける閲覧に供することにより行うものとする。

(4) 公表時期及び期限

契約担当室課及び行政資料閲覧コーナーにおける公表の場合は、契約締結後速やかに、ホームページにおける公表の場合は、契約締結日の翌月の末日（契約締結日が4月の場合は、6月末日）に公表し、公表期限は公表した年度の次年度の末日までとする。

10 随意契約の確認体制等について

- (1) 契約担当者は、随意契約を締結しようとするときには、個々の契約ごとに本ガイドライン及び随意契約確認表と照合して、技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断すること。また、(2)に該当する場合は、必ず随意契約に係る確認者（以下「確認者」という。）の確認又は契約検査室の合議を受けるものとする。

注) 随意契約確認表については、20ページ参照のこと。

- (2) 随意契約の適正な運用を図るために、財務規則第108条の2各号に定める金額を超える契約で、令第167条の2第1項第2号、第5号、第6号及び第7号を適用する場合（この項において「随意契約理由の適用」という。）は、次のとおりダブルチェックを行うものとする。

- ア 当該契約の執行起案に関して、吹田市事務処理規程（平成元年1月20日訓令第2号）別表第1第3項第26号に規定する支出負担行為に係る専決区分（以下「専決区分」という。）が室長専決以下のものについては、各

部において室長及び総括参事（行政委員会等においてはこれらに相当する職を含む。）の職員（次長を兼務する者を除く。）から正副確認者を定め、随意契約が適正に行われているか確認するものとする。ただし、当該部において室長及び総括参事の職員がいない場合又は1人である場合は、課長級の職員を確認者とする事ができる。

なお、正の確認者が当該執行起案の決裁ライン上にある場合は、副の確認者が確認するものとする。また、決裁ラインが複数ない部局においては、部局間で協議を行い、確認者を定めるものとする。

注) 吹田市事務処理規程については、27ページ～29ページ参照のこと。

イ 確認者は随意契約の内容及び随意契約理由の適用の妥当性について確認を行い、当該執行起案に確認欄を設け、確認印を押すものとする。

ウ 当該契約の執行起案に関して、専決区分が部長専決以上のものについては、総務部契約検査室等の合議を受けることとする。

ただし、この場合において、令第167条の2第1項第5号を適用した場合は、締結起案後に9の(3)に定める公表時の書類の写しによる報告をもって、合議に代えることができるものとする。

エ 総務部契約検査室が判断できない案件については、吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会で審議するものとする。

オ ウのただし書による報告案件について、総務部契約検査室がその契約内容等に疑義があると認めた場合は、吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会においてその妥当性を検証するものとする。

1.1 その他

(1) 令第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号の規定に該当する随意契約の締結に当たっては、吹田市各部事業者選定審査会設置要領（平成31年3月5日決裁）第3条第2項各号のいずれかに該当する場合を除き、各部の事業者選定審査会において、契約の相手方の選定について審査を受けること。

(2) このガイドラインを下水道事業に適用する場合において、このガイドラ

インに規定する法又は令の規定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に特例規定がある場合は、当該法又は令の規定は、当該地方公営企業法の特例規定と読み替えて適用する。

（3）このガイドラインは、契約事務のより適正かつ効率的な運用を図るため必要に応じ適宜見直すことができるものとする。

附 則

このガイドラインは、平成25年3月25日から施行し、平成25年4月1日以降締結する契約から適用する。

附 則

改正後のガイドラインは、平成26年5月1日から施行し、改正後の8（3）及び（4）の規定は平成26年4月1日以降締結した契約から適用する。

附 則

改正後のガイドラインは、平成27年3月4日から施行し、平成27年4月1日以降締結する契約から適用する。

附 則

改正後のガイドラインは、平成28年4月1日から施行し、同日以降締結する契約から適用する。

附 則

改正後のガイドラインは、平成28年10月5日から施行し、同日以降締結する契約から適用する。

附 則

改正後のガイドラインは、平成29年4月1日から施行し、同日以降締結する契約から適用する。

附 則

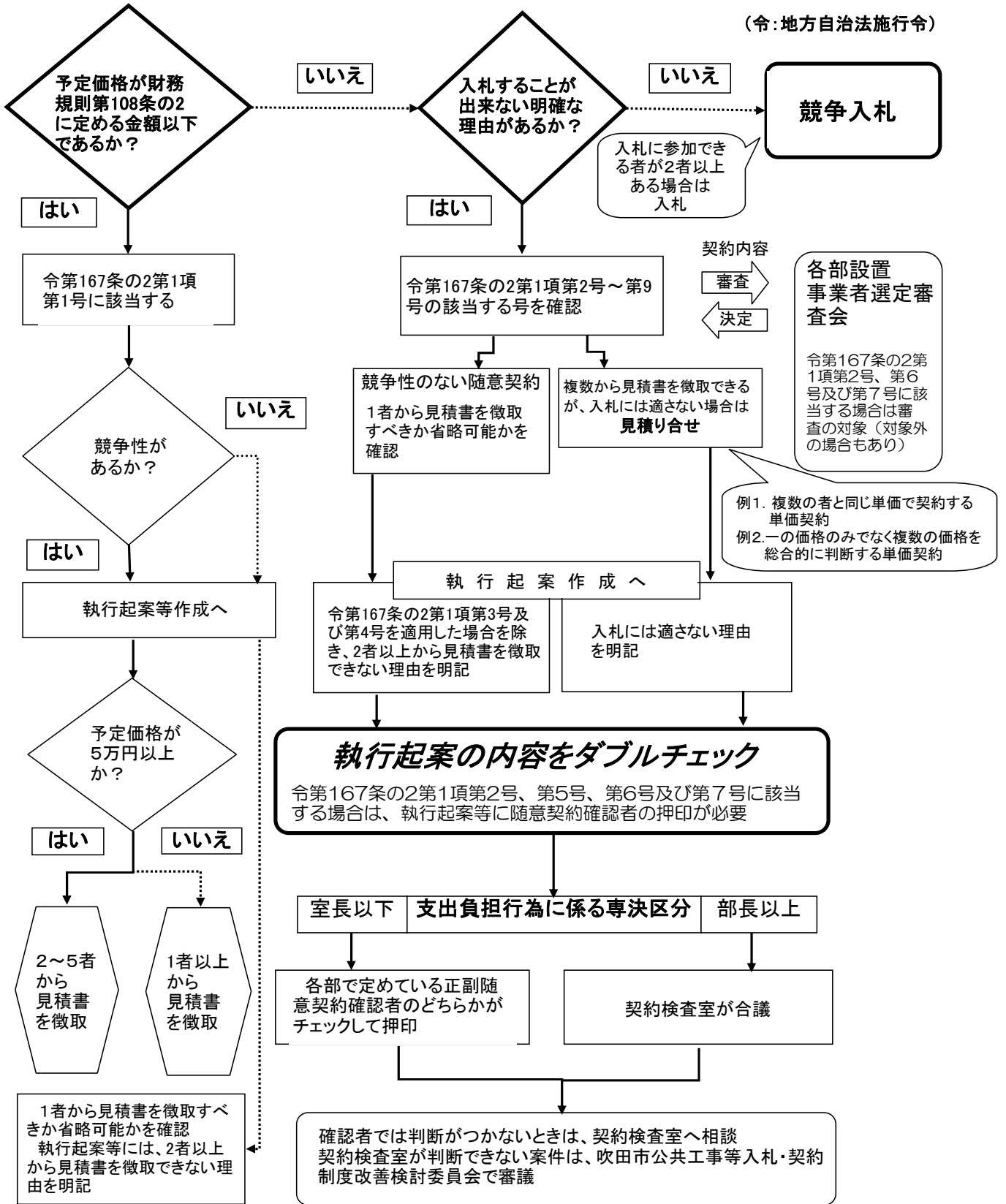
改正後のガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

附 則

改正後のガイドラインは、令和2年11月12日から施行し、同日以降締結する契約から適用する。

随意契約の手続きフロー図

(令:地方自治法施行令)



随意契約の公表

- ① 令第167条の2第1項第3号及び第4号を適用した単独の随意契約の場合(財務規則第108条の3及び特定随意契約の公表手続に関する要領に基づき公表)
- ② 令第167条の2第1項第3号、第4号及び第5号以外を適用した単独の随意契約で、随意契約予定価格が250万円以上の場合
- ③ 令第167条の2第1項第5号を適用した単独の随意契約で、随意契約予定価格が財務規則第108条の2各号に定める金額を超える場合

随意契約確認表

件名	
業務等の概要	
契約期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

区分	確認事項	チェック欄
第10条が財務に規定する金額以下	1 随意契約の判断	① 財務規則第108条の2に定める金額以下であるか (随意契約ガイドラインP4参照)
	2 業者選定	① 登録業者であるか
		② 当該業務等に必要な資格、許可の有無及び当該業務等に関する実績あるか
	3 仕様書内容及び業務等内容の精査	① 仕様書の内容を精査し、契約の目的を達することができるか
		② 委託業務等の内容及び範囲を明らかにしているか
	4 予定価格の設定	① 予算の範囲内であるか
		② 設計書がある場合、計算間違いはないか。また、項目に過不足はないか
	5 予定価格が5万円以上	① 2~5者から見積書を徴取しようとしているか (6者以上でも良い) 【複数の見積書を徴取できない場合は、下段②へ】
		② 複数の見積書を徴取できない明確な理由が記載されているか
	第10条が財務に規定する金額超	1 随意契約の判断
② 事業者選定審査会の審査を受けたか (施行令167条の2第1項第2号、第6号及び第7号が対象)		
2 契約相手の決定		① 登録業者であるか
		② 「業務内容を熟知しており信頼性が高い」、「当該業務に精通している」等だけで契約の相手方を限定していないか
		③ 契約の目的を達成するための特殊な技術・設備等、特許権又は著作権等があるのか。また、必要な資格は継続されているか
		④ 当該業務等に関する実績の確認を行ったか
3 仕様書内容及び業務等内容の精査		① 仕様書の内容を精査し、契約の目的を達することができるか
		② 委託業務等の内容及び範囲を明らかにしているか
4 予定価格の設定		① 予算の範囲内であるか
		② 設計書がある場合、計算間違いはないか。また、項目に過不足はないか

※この確認表を参考にして、各部署の契約に適した「随意契約確認表」を作成してください。

参考資料

1. 地方自治法（抜粋）〔昭和22年4月17日法律第67号〕

第六節 契約

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

- 2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。
- 3 普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札（以下この条において「競争入札」という。）に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。ただし、普通地方公共団体の支出の原因となる契約については、政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。
- 4 普通地方公共団体が競争入札につき入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金（政令の定めるところによりその納付に代えて提供された担保を含む。）は、当該普通地方公共団体に帰属するものとする。
- 5 普通地方公共団体が契約につき契約書又は契約内容を記録した電磁的記録を作成する場合においては、当該普通地方公共団体の長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに、契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に当該普通地方公共団体の長若しくはその委任を受けた者及び契約の相手方の作成に係るものであることを示すために講ずる措置であつて、当該電磁的記録が改変されているかどうかを確認することができる等これらの者の作成に係るものであることを確実に示すことができるものとして総務省令で定めるものを講じなければ、当該契約は、確定しないものとする。
- 6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

2. 地方自治法施行令（抜粋）〔昭和22年5月3日号外政令第16号〕

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- 二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業（同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方

公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

3. その他公共団体等の例

公共団体としては、一般に、地方公共団体、公共組合(土地区画整理組合、健康保険組合等)、営造物法人(各種の公社、公団、事業団等)、独立行政法人であるが、ここに挙げたその他公共団体等とは、前記したもののうち地方公共団体を除く団体で、公共法人、公益法人の一部も含まれるものとする。

公共法人の例としては、国立大学法人、社会保険診療報酬支払基金、日本下水道事業団、日本放送協会など、公益法人の例としては国民健康保険団体連合会、社会福祉法人(社会福祉協議会等)、商工会議所、弁護士会、学校法人、全国市有物件災害共済会などがある。

4. 吹田市財務規則（抜粋）〔制定 昭和39年4月1日規則第14号〕

（随意契約の限度額）

第108条の2 施行令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 1,300,000 円
- (2) 財産の買入れ 800,000 円
- (3) 物件の借入れ 400,000 円
- (4) 財産の売払い 300,000 円
- (5) 物件の貸付け 300,000 円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 500,000 円

（随意契約に係る公表手続）

第108条の3 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) 契約担当者は、当該年度に締結を予定している契約があるときは、あらかじめ、その発注見通しに係る次に掲げる事項を公表する。

ア 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量

イ 発注の時期

ウ その他必要と認める事項

(2) 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公表する。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

ア 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量

イ 買入れる物品の納期又は物品を借入れ、若しくは役務の提供を受ける期間

ウ 契約の相手方の選定基準及び決定方法

エ その他必要と認める事項

(3) 契約担当者は、契約を締結したときは、速やかに、次に掲げる事項を公表する。

ア 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量

イ 契約の相手方

ウ 契約金額

エ 契約締結日

オ 契約の相手方の選定理由

カ その他必要と認める事項

2 前項各号の公表の方法に関し必要な事項は、別に定める。

（見積書の徴取）

第109条 契約担当者は、施行令第167条の2の規定により随意契約を行おうとするときは、なるべく2人以上の者を選んでそれらの者が記名押印した見積書を徴しなければならない。

(随意契約予定価格の決定)

第109条の2 契約担当者は、随意契約の方法により契約を締結しようとするときは、契約を締結することができる金額の限度額(以下「随意契約予定価格」という。)を定めなければならない。ただし、法令、条例、認可制度、他の契約等により契約の目的となる物件又は役務の価格が定められている場合及び国又は他の地方公共団体を相手方とする場合は、随意契約予定価格を定めることを要しない。

- 2 随意契約予定価格の決定の方法については、第100条の規定を準用する。
- 3 随意契約予定価格は、契約を締結する時までには定めなければならない。

(長期継続契約の予定価格に係る制限)

第116条の2 長期継続契約は、その1年当たりの予定価格が次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める額未満である場合に限り、締結するものとする。

(1) 吹田市長期継続契約に関する条例(平成24年吹田市条例第44号。以下「長期継続契約条例」という。)第2条第1号に掲げる契約(次条第1項において「長期継続賃借契約」という。) 20,000,000円

(2) 長期継続契約条例第2条第2号に掲げる契約(次条第2項において「長期継続委託契約」という。) 150,000,000円

- 2 前項の1年当たりの予定価格を算定する場合において、賃借期間又は履行期間(当該役務の提供を受ける期間をいう。次条第2項において同じ。)の月数に15日未満の端数があるときはこれを半月とし、15日以上1月未満の端数があるときはこれを1月とする。
- 3 第1項の規定は、単価契約については適用しない。

(長期継続契約に係る賃借期間及び履行期間)

第116条の3 長期継続賃借契約に係る賃借期間は、5年以内とする。ただし、借り入れる物品の耐用年数が5年を超える場合又は商慣習上5年を超えて契約を締結することが一般的である場合においては、当該耐用年数又は5年を超える期間に相当する期間以内とすることができる。

- 2 長期継続委託契約に係る履行期間は、3年以内とする。ただし、役務の提供に当たり機器等の使用を必要とする場合において、当該機器等の耐用年数が3年を超えるときは、5年以内とすることができる

5. 吹田市特定随意契約の公表手続に関する要領 [制定 平成22年3月31日]

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市財務規則(昭和39年吹田市規則第14号。以下「財務規則」という。)第108条の3第2項の規定に基づき、吹田市が発注する物品購入契約及び役務の提供を受ける契約で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号及び第4号に該当する物品購入及び役務の提供に関するもの(以下「特定随意契約」という。)の情報を公表する方法について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる契約)

第2条 特定随意契約に関する情報の公表は、次に掲げる契約の種類に応じ、随意契約予定価格(随意契約予定価格が決定されていないときは予算額)が当該各号に定める額を超えるものについて適用する。

- (1) 製造の請負に関する契約 1,300,000 円
- (2) 財産の買入れに関する契約 800,000 円
- (3) 役務の提供を受ける契約 500,000 円

(発注見通しの公表)

第3条 財務規則第108条の3第1項第1号の規定による発注見通しの公表は、次に掲げる事項を特定随意契約発注見通し表(様式第1号)に記載し、毎年度当初に(当該日において予算が成立していない場合にあっては、予算の成立日以後遅滞なく)、公表することにより行うものとする。

- (1) 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量
- (2) 発注の時期
- (3) その他必要な事項

(契約前の公表)

第4条 財務規則第108条の3第1項第2号の規定による契約前の公表は、次に掲げる事項を特定随意契約発注予定表(様式第2号)に記載し、見積書を徴する前までに公表することにより行うものとする。

- (1) 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量
- (2) 買入れる物品の納期又は物品を借り入れ、若しくは役務の提供を受ける期間
- (3) 契約の相手方の選定基準及び決定方法
- (4) その他必要な事項

(契約後の公表)

第5条 財務規則第108条の3第1項第3号の規定による契約後の公表は、次に掲げる事項を特定随意契約締結状況表(様式第3号)に記載し、契約締結後遅滞なく、公表することにより行うものとする。

- (1) 契約の目的となる物品又は役務の名称及びそれらの数量
- (2) 契約の相手方
- (3) 契約金額

- (4) 契約締結日
- (5) 契約の相手方の選定理由
- (6) その他必要な事項
(公表の方法及び期限)

第6条 前3条の規定による公表については、契約担当室課及び行政資料閲覧コーナーにおいて閲覧に供することにより行うものとし、その公表期限は公表した年度の次年度の末日までとする。

(ホームページによる公表)

第7条 財務規則第108条の3第1項第3号の規定による契約後の公表は、前2条の規定によるもののほか、ホームページにおいても行うものとする。この場合においては、吹田市随意契約ガイドライン9(2)及び(4)の規定を準用する。

(委任)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、総務部長が定める。

6. 吹田市事務処理規程（抜粋） [平成元年1月20日訓令第2号]

別表第1（第17条、第18条関係）

共通専決事項表

3 財務に関する事項

事項	副市長	部長	室長	課長
---- 略----				
(26) 別に定めるもののほか、配当予算の範囲内で次に掲げる支出負担行為等を行うこと				
ア 工事の請負に係るもの 1件	50,000,000円 以上 150,000,000 円未満	30,000,000円 以上 50,000,000円 未満	10,000,000円 以上 30,000,000円 未満	10,000,000円 未満
イ 事務の委託（製造の請負を含む。）に係るもの 1件	50,000,000円 以上 150,000,000 円未満	30,000,000円 以上 50,000,000円 未満	10,000,000円 以上 30,000,000円 未満	10,000,000円 未満
ウ 土地及び建物の購入に係るもの 1件	10,000,000円 以上 20,000,000円 未満	7,000,000円 以上 10,000,000円 未満	3,000,000円 以上 7,000,000円 未満	3,000,000円 未満

事項	副市長	部長	室長	課長
エ 土地及び建物の賃借に係るものの1件	50,000,000円 以上	30,000,000円 以上 50,000,000円 未満	10,000,000円 以上 30,000,000円 未満	10,000,000円 未満
オ 物品の購入に係るもの（キ、ケ及びコに掲げるものを除く。）1件	10,000,000円 以上 20,000,000円 未満	3,000,000円 以上 10,000,000円 未満	1,500,000円 以上 3,000,000円 未満	1,500,000円 未満
カ 建物、備品等の修繕及び印刷製本に係るもの1件	20,000,000円 以上 150,000,000円 未満	10,000,000円 以上 20,000,000円 未満	3,000,000円 以上 10,000,000円 未満	3,000,000円 未満
キ 交際及び食糧品の購入に係るもの1件	100,000円以上	50,000円以上 100,000円未 満	30,000円以上 50,000円未 満	30,000円未 満
ク 吹田市水道条例（昭和33年吹田市条例第327号）に基づく加入金の支出に係るもの1件		10,000,000円 以上	5,000,000円 以上 10,000,000円 未満	5,000,000円 未満
ケ 給食用材料の購入に係るもの				○
コ 賃金、報酬、社会保険料、光熱水費、燃料費及び通信運搬費の支出に係るもの				○
サ アからコまで以外の支出に係るもの1件	5,000,000円 以上	3,000,000円 以上 5,000,000円 未満	1,000,000円 以上 3,000,000円 未満	1,000,000円 未満
--- 略 ---				

備考

- 1 金額により専決区分が異なる事項の当該金額の変更に係る決裁については、変更前の

額又は変更後の額のいずれか多い額についてこの表の規定を適用する。

- 2 この表において「支出負担行為等」とは、支出負担行為並びに支出負担行為である契約の締結のための入札(その実施に係る公告を含む。)、見積合せ、随意交渉及び随意交渉を行うための公募型見積合せ(その実施に係る公表を含む。)(次項から備考第6項までにおいて「入札等」という。)をいう。
- 3 契約に係る事業を所管する課等と契約手続を行う課等が異なるときは、第26号の規定は、契約に係る事業を所管する課等の契約手続の依頼及び契約手続を行う課等の契約の締結に係る決裁について適用し、契約手続を行う課等の入札等に係る決裁については適用しない。
- 4 単価契約の締結又はそのための入札等に係る決裁については、執行見込額の総額について第26号の規定を適用する。
- 5 債務負担行為に基づく契約の締結若しくはそのための入札等又はその他の債務負担行為に基づく支出負担行為に係る決裁については、履行期間の全期間に係る執行予定額について第26号の規定を適用する。
- 6 長期継続契約の締結又はそのための入札等に係る決裁については、契約期間の全期間に係る契約金額について第26号の規定を適用する。
- 7 この表に規定する予算科目には、これらに相当する下水道事業会計の予算科目を含むものとする。

7. 吹田市各部事業者選定審査会設置要領（抜粋） [平成31年3月5日決裁]

（設置）

第1条 吹田市が指名競争入札又は随意契約の方法により締結する委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）について、指名競争入札に参加する者又は随意契約の相手方を適正に選定するため、各部に事業者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査事項）

第3条 審査会は、次に掲げる委託契約等における指名競争入札に参加する者又は随意契約の相手方の選定について審査する。

- (1) 設計金額が1,000万円以上の契約であって、指名競争入札の方法により締結するもの
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号、第6号又は第7号の規定に該当するとして随意契約の方法により締結する契約
- 2 前項(第2号に係る部分に限る。)の規定は、次の各号のいずれかに該当する業務等に係る契約については、適用しない。
- (1) 特殊な技術等を必要とする業務等で、契約の相手方が特定されるもの
 - (2) 施工上の経験及び知識を特に必要とする業務等で、契約の相手方が特定されるもの
 - (3) 施工(履行)者が開発し、又は導入したシステムの保守及び資機材等の点検等
 - (4) 審査会と同等の機関において公募型プロポーザル方式等により事業者を選定した業務等
 - (5) あらかじめ基本となる単価等を定めた基本契約に基づき発注するもの
 - (6) 法令等により契約の相手方が定められているもの
 - (7) 協定書、覚書等により特定の相手方と契約を締結することが義務付けられているもの
 - (8) 法令等により価格が統一されているもの
 - (9) 価格が認可制であるため、あらかじめ最低の価格が把握できるもの
 - (10) 吹田市公共工事等入札・契約制度改善検討委員会（以下「改善検討委員会」という。）において、特定の者と随意契約を締結することが承認されたもの
 - (11) 年度当初から入札等により契約を締結するまでの間(入札等の準備その他の手続に必要と認められる期間に限る。)について、前年度の契約の相手方と前年度と同一の条件で契約を締結するもの